

Web会議システムを利用した会議への出席について

制定 令和8年3月13日熊本市建築審査会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市建築審査会運営実施要領（平成29年10月12日制定）第3条第2項の規定に基づき、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用した熊本市建築審査会（以下「審査会」という。）への出席に関し必要な事項を定めるものとする。

(出席の取扱い)

第2条 Web会議システムを利用した審査会への出席は、熊本市建築審査会条例（昭和46年条例第9号。以下「条例」という。）第5条第2項から第3項に規定する出席として取り扱うものとする。Web会議システムの不具合等によって映像を受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは同様とする。

(退席の取扱い)

第3条 Web会議システムの利用において、当該Web会議システムを利用する委員は、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合であって、かつ、速やかにネットワークに再接続することができない場合には、音声を送受信できなくなった時点から退席したものとみなす。

2 前項の規定により退席したものとみなされる委員は、Web会議システムにより、音声が入り即時に他の委員に伝わり、適時的確な意思表明を委員相互で行うことができるようになった時点から、再び審査会に出席したものと取り扱う。

(Web会議に出席する場合に確保すべき環境)

第4条 Web会議システムを利用した審査会への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

2 Web会議システムを利用して審査会へ出席する委員がいる場合には、審査会に出席する各委員の音声及び映像が即時かつ双方向的に伝わり、互いに適時的確な意見表明が行えることを確認したうえで、審査に入るものとする。

(会議の非公開に関する取扱い)

第5条 熊本市建築審査会条例第7条により会議が非公開で行われる場合は、Web会議シ

システムにより送受信される映像及び音声は委員以外の者に視聴させてはならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。